

2、前次承認したる場合は相違多きを支給すること
 3、章程中の日給は金額支給のこと
 4、新工場規則を採りること
 5、これに對し會社側は追々協議の上如十云々両會する
 ことを結す

十云々

前記同様の場合に於ては、先づ一時から工業但、其
 節に會合會社側より職工側の要を以て對し、次々其
 案をなす

6、解雇を催すに對しは臨時多量とし、累に支給したる退職
 給と一金と相違額を交付す可し

7、會社側労務組合の健全なる発達を希望し、山版易

労組合に對し、金二万四を寄附す可し

3、山版易労務組合は會社の従業員が組合より脱退する
 を承認すること、而して今後會社従業員に對して同組合
 に加入を勸誘をなす可し

4、復歸する従業員に對しては一月二十日より三十一日迄十二
 回の月給給を支給する(日給六分)

5、購買組合共働社に三十七年賦返済方法に代り付
 したる金七千四は寄附するも、此に共働社を解散する事
 有るに對し職工側代表は妥協を要する組合の全減二万四
 千五の不足、全員復職、共働社の不解散も理由
 として拒絶せしめるも、會社側は共働社の解散も
 撤回し組合への寄附金二万四は解雇を催すの見解を全